

紀宝町地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 紀宝町地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、紀宝町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、紀宝町地方就職学生支援金交付要綱に基づき、地方就職学生支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 地方就職学生支援金の申請日から 1 年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 地方就職学生支援金の申請日から 1 年以内に本町に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に本町に住民票がある場合を除く)：全額
 - (4) 就業から 1 年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす就業先を辞した場合(ただし、退職から 3 か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)：全額
 - (5) 本町への転入日から 3 年未満で転出した場合：全額
 - (6) 本町への転入日から 3 年以上 5 年以内に転出した場合：半額